大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第６条第２項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に係る届出事項を変更する旨の届出があった。

当該届出に係る書類については、一般の縦覧に供するので、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、縦覧期間満了の日までに大阪府知事に意見書を提出することができる。

令和７年６月26日

大阪府知事　吉村　洋文

１　届出の概要

(1)　大規模小売店舗の所在地及び名称

吹田市山田西四丁目20番地73ほか

山田西阪急ビル「デュー阪急山田」

(2)　大規模小売店舗を設置する者の住所及び名称並びに代表者の氏名

東京都千代田区丸の内一丁目４番５号

三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社

代表取締役　窪田　　博

(3)　変更しようとする事項

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(4)　変更する年月日

令和７年６月３日

２　届出年月日

令和７年６月２日

３　届出に係る書類の縦覧の期間及び場所

(1)　縦覧の期間

令和７年６月26日から同年10月27日まで

(2)　縦覧の場所

大阪市住之江区南港北一丁目14番16号　大阪府咲洲庁舎25階

大阪府商工労働部中小企業支援室商業振興課

吹田市泉町一丁目３番40号

吹田市都市魅力部地域経済振興室

４　意見書の提出先

〒559-8555　大阪市住之江区南港北一丁目14番16号　大阪府咲洲庁舎25階

（TEL（06）6210-9497）
大阪府商工労働部中小企業支援室商業振興課